

外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果について

(平成19年7月3日)

1. 現状の問題点

在留外国人(特にニューカマー)の居住・就労の実態が必ずしも十分に把握されていない原因は、以下のとおり整理できるのではないが、

外国人の在留管理が出入国管理法(国の事務)と外国人登録法(市(区)町村の法定受託事務)により二元的に処理されている。

- ・ 在留資格、在留期間等の最新情報は、外国人本人が市区町村に申請しない限り、市(区)町村の登録原票及び外国人登録証明書に反映されない。

在留管理のチェックが点の管理(入国審査時及び更新時)にとどまり、その間の事項の変更が適切に把握されていない。

- ・ 法務大臣には、外国人登録法上の届出事項について調査権限がなく、一方、市(区)町村には職権消除の権限がない。
- ・ 外国人登録法上の申請義務違反は、通常、在留期間の更新の際に考慮されておらず、禁錮以上の実刑に処せられないと退去強制事由にもならない。

不法滞在者にも外国人登録証(「在留の資格なし」と記載)が交付され、誤解を生じかねない。

- ・ 不法滞在者にも登録を義務付け、登録証明書を交付しているため、一般人が正規滞在者と誤解したり、口座開設、携帯電話の購入等に身分証として使われ、継続在留を容易にしている。

就学先等の所属機関の協力が制度的なものでない。

〔経緯〕

平成17年6月28日 犯罪対策閣僚会議(第5回会合)

外国人の在留情報の把握と在留管理の問題について、関係省庁によるワーキングチームの設置が決定された。

「規制改革推進のための3か年計画」 (平成19年6月22日 閣議決定)

「在留外国人の入国後におけるチェック体制の強化」の項において、外国人の在留に係る情報の相互照会・提供、及び外国人登録制度の見直しにつき、「遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出」とされた。

2. ワーキングチームにおける検討

(注)特別永住者及び短期滞在者については、ここでの検討対象としない。

今後は、次のような方向で検討を進めてはどうか。

(1) 法務大臣による在留情報の一元的把握

外国人の在留情報の把握については、現行の外国人登録制度の対象から除外し、法務大臣による入国管理制度に一元化するとともに、在留期間の途中における事情の変更(居住地、勤務先等の変更)についても、法務大臣への届出事項とする。

- ・ 入国後の勤務先・通学先の変更や退職・退学等につき、本人から入管局へ届け出させることで、在留情報を逐次把握できる。
- ・ 本人の届出義務違反を在留期間の更新等と関連させるとともに、入国管理局が保有する在留情報の正確性につき随時調査できることとする。実効性が担保できる。
- ・ 届出を行う外国人本人の負担を軽減できる。

在留許可を化体するものとしての在留カード(仮称)を発行する。

- ・ 在留カード(仮称)の交付を入国・在留許可と連動させ、不法入国者には交付されない仕組みとすることで誤解が生じなくなる。

(2) 所属機関の協力、行政機関の情報の相互照会・提供

雇用状況報告制度の拡充・義務化により、外国人を雇用する全事業者は、厚生労働省に外国人労働者の雇用状況に係る情報を報告する。厚生労働省は、法務省の求めに応じ、在留状況の確認のための情報を提供する(雇用対策法の改正により措置済)。

の対象以外の外国人の所属機関(学校、研修生の受入機関等)に対し、法務大臣が随時照会できるようにし、所属機関は回答義務を負うこととする(義務違反に刑事罰は設けない)。

その他行政機関相互において、必要に応じ、保有する情報を相互に照会・提供できるようにする。

(3) 正確な在留情報に基づく的確な在留管理

(1)及び(2)により把握された正確な情報に基づいて、入国管理局・取締当局において不適正な在留活動の防止を図る。

(4) 市(区)町村との関係

市(区)町村は、外国人住民に係る住民行政の基礎とするため、(1)、(2)により法務大臣が収集・管理する外国人に関する情報のうち、人定事項(氏名、生年月日、性別、国籍)、居住地、世帯情報、在留期間、在留資格など一定範囲の情報について、法務大臣から提供を受けるなどして、保有・管理・利用できることとする。

の制度設計や法的根拠等について適切に措置する。

今後の進め方

2.(1)、(2)に関しては、法務省の出入国管理政策懇談会在留管理専門部会において検討中(平成20年3月までに検討結果を法務大臣へ報告予定)。

2.(4)に関しては、内閣官房の調整の下、新たに総務省及び法務省その他関係省庁による検討の場において具体的な検討を行うこととしてはどうか。